

池上曾根弥生学習館 体験の広場等整備  
基本・実施設計業務委託に係る仕様書

令和6年6月

泉大津市教育委員会

# 池上曾根弥生学習館体験の広場等整備 基本・実施設計業務委託に係る仕様書

## 1. 業務概要

### (1)目的

貴重な歴史遺産である史跡池上曾根遺跡の価値を確実に未来に伝え、その保存活用を一層進めるために設置された史跡公園内の体験学習区域である池上曾根弥生学習館の体験の広場等を、地域の児童・生徒がさらに活用する場として整備することを目的に基本設計及び実施設計業務を委託するにあたり、専門的な知識を有し、最も優れている事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

(2)業務名称 池上曾根弥生学習館 体験の広場等整備 基本・実施設計業務委託

(3)業務期間 契約締結日の翌日から令和7年2月 14 日(金)まで

## 2. 業務内容

「史跡池上曾根遺跡保存活用計画」(令和3年3月策定)及び「史跡池上曾根遺跡を未来に伝えるために一史跡池上曾根遺跡再整備計画」における方針やゾーンニングを基本計画とし、これらの計画と整合性を図った整備設計を検討し基本設計を作成する。さらに、設計条件の整備、諸施設、各種設備、植栽等について、史跡の保存と活用、安全性、機能性、市場性、施工性、デザイン性などの面から詳細検討を行い、工事発注のための実施設計図書を取りまとめる。

本プロポーザルを経て、契約を想定している範囲と整備の方向性は次のとおりである。なお①地点・②地点ともに史跡に指定されており、文化財保護法等関係法令を遵守すること。

	対象地	面積	企画提案評価範囲
①地点	曾根町1丁目212-1、213-8	約2406㎡	対象
②地点	曾根町1丁目95-3、449	約647㎡	対象

## 3. 業務見積費限度額

見積費上限額は金 9,867,000円(消費税および地方消費税額を含む)である。

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、見積金額は、上記見積上限額の金額を超えてはならない。

## 4. 整備のコンセプト及び想定する整備方針と利用方法

### (1)整備のコンセプト

史跡池上曾根遺跡保存活用計画の基本理念「弥生時代の大きな営みの記憶を伝え 人びとが集う、憩う、学ぶ、そして育つ池上曾根遺跡」に基づき、池上曾根史跡公園の体験学習区域として、体験で弥生時代の技術を学ぶ場とする。

## (2) 想定する整備方針と利用方法

### ① 地点

弥生時代の稲作を、地域の児童・生徒が体験(田植え・稲刈り)する事業を実施するための整備を行う。当該地の東側、南側に隣接する既整備の体験の広場と連携して活用することを想定している。なお、既整備の体験の広場は、日常的に地域の人びとが憩いの場として利用しているほか、弥生学習館が火おこし体験や弥生土器を使った炊飯体験等のイベントを実施している。

- ・稲作体験を行う水田は弥生時代の環境を体感できるデザインとすること。
- ・水田の面積は全体の1,000㎡程度を確保すること。
- ・水田への農業機械(トラクター等)の進入路を設けること。
- ・田植え、稲刈りは100名程度の団体で行うことを想定している。
- ・水田の日常管理は地域のボランティア団体が行うことを想定している。
- ・水田の取水は、北側水路から行う。
- ・一年を通して、地域の人びとが日常的に憩うことが出来るスペース(四阿、木陰等)を想定すること。
- ・その他の体験学習ができる場として整備し、活用する。

### ② 地点

海側(西側)から池上曽根史跡公園をおとす際に、最初に目にする場所である。訪れた人が池上曽根遺跡に触れ、地域の人びとが憩うための多目的広場として活用できるよう整備を行う。

- ・現在は他の史跡指定地と離れ、独立した立地であるが、最終的には東側の史跡指定地と連続した広場となることを想定していることから、連続性も意識した整備とすること。
- ・この場所も史跡池上曽根遺跡であることがわかる工夫をすること。

### 共通

- ・駐車場の設置は行わないものとする。
- ・建築物については、四阿程度とすること。

## 5. 基本設計

### (1) 与条件の確認及び調査

与条件や、史跡池上曽根遺跡保存活用計画及び、市から提供する検討資料における方針について、把握、整理、確認を行う。

設計対象地について現地調査を行い、各種設備の設置状況等について確認する。

### (2) 基本設計の検討

与条件の確認と調査、及び聴取した市民の意見等を基に、基本設計を行う。なお、市民の意見を聴取する手法として、提案による手法もしくは、令和6年度に弥生学習館が実施する稲作体験関連講座等実施時に、参加者・スタッフより意見聴取を行うことも可とする。

## 6. 実施設計

(1)基本設計に基づき、工事発注に向けて、意匠性、安全性、機能性、施工性、市場性、維持管理等に関する実施設計の検討を行う。

また、既存施設や現況樹木等について、撤去、伐採等の方針を検討する。

(2)実施設計図の作成

造成、割付、施設、植栽、各種設備等の平面図と各種施設の構造図等を作成する。既存図面等をもとに必要な応じて現地調査して状況把握し設計する。また、成果品として①・②地点を含む整備イメージの鳥瞰図(着色仕上げ)をA3サイズで1点作成する。

撤去施設、伐採・移植樹木等について、撤去・伐採平面図、既存施設の撤去構造図等を作成する。尚、樹木の植栽などに関しては、今後の植樹の予定など市担当者と十分打合せを行うこと。

(3)概算工事費の算出

実施設計図面を基に、平面数量計算ならびに材料計算を行う。公共単価の無い材料については、複数社の見積もり徴収を行い、見積り一覧表として整理する。また、公共単価、見積り単価を基に概算工事費の算出を行う。

なお、10月中旬に、予算要求用の概算費用を算出すること。

## 7.打合せ・協議

業務の主要な区切りにおいて監督員と打合せ・協議を行う。打合せは、業務着手時、中間打合せ(3回)、成果納入時とし、業務着手時又は業務計画書作成時及び業務完了時には原則として管理技術者が立会うものとする。

## 8. その他の留意事項

(1) 本仕様書については適切に管理するとともに、これにより知り得た情報については、第三者に開示してはならない。

(2) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、その指示を受けること。